

ジョブ・カード制度「全国推進基本計画」のポイント

(ポイント1) 対象者の拡大

ジョブ・カード制度は、成長力底上げ戦略の趣旨に照らし職業能力形成機会に恵まれなかった方々を対象とすることを基本としつつ、今後は、ジョブ・カードの活用対象をさらに在職者、在学中の者にも拡大。

(ポイント2) 地域における展開

先ずは制度内容が理解されるよう努めるとともに、支援策の活用等を通じたジョブ・カード利用者の拡大を促進。このため、政府として効果的なPRに努めるほか、地域の労使、行政、教育訓練機関等の関係者の参画を得て設置する「地域ジョブ・カード運営本部」において、本計画を踏まえて策定した「地域推進計画」に基づき、地域に根ざした推進方法を検討・実施。

(ポイント3) 職業能力形成プログラムの普及

職業能力形成プログラムの普及に向けては、如何に多くの企業で教育訓練機会を開拓するかが課題。訓練生を受け入れる事業主に対する支援措置や人材確保上のメリット等も幅広く紹介。

(ポイント4) 訓練実施企業による理解と協力

職業能力形成プログラムによる訓練修了者が円滑に就職するためには、訓練実施企業による協力も不可欠。例えば、訓練後に有期労働契約が終了する場合には、訓練修了前から、キャリア・コンサルタントとの相談時間を設けるなどの配慮を要請。

(ポイント5) 実践型教育プログラムの普及

実践型教育プログラムの普及に向けては、如何に職業能力形成に資するプログラムを提供できるかが課題。また、大学・専門学校等の主体的な取組みを促すとともに、キャリア・コンサルタントの活用や産業界の協力を得ることが重要。

(ポイント6) キャリア・コンサルタントの質的向上

ジョブ・カードを活用する上で、キャリア・コンサルタントによるサポートは不可欠。その質的向上を図るため、一定のキャリア・コンサルタント資格を有する者を対象とした「ジョブ・カード講習」を全国各地で実施。

(ポイント7) 計画の期間と目標

○計画期間：平成20～24年度（5か年）

計画目標：ジョブ・プログラム修了者数： 40万人

ジョブ・カード取得者数： 100万人

(ポイント8) 今後の見直し

○今後、経済情勢やジョブ・カード制度を取り巻く環境の変化により、必要に応じて計画の見直しを実施。